



月刊 千葉労働者

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

92.6.25 No. 3615

6・27 国鉄労働者集会に

6月23日中労委に拒否回答!

総結集しよう!

闘いの旗をさらに押し進めよう!

「解決案」に対する回答

五月二八日に貴委員会が提示した「解決案」は、不当労働行為の責任について一切明らかにしていないこと、全国一八都道府県でだされた救済命令を全てくつがえす内容であることなど、断じて認められるものではありません。

また「解決案」は、不当解雇され、団結権を侵害されつづけた組合員と家族の無念の思いをふみにじるものであり、不当労働行為の救済機関としての責任を放棄するものであると言わざるをえません。

従って、次のとおり回答します。

記

- 1、五月二八日に提示された「解決案」については受諾できない。
- 2、「平成2年(不再)第二六号事件」(清算事業団採用差別事件)について、早急に初審命令に基づいた救済命令を発すること。
- 3、「平成2年(不再)第四五号事件」(木戸組合員に対する組合脱退強要事件)についても、救済命令を発すること。



6・27 国鉄労働者集会

日時 1992年6月27日(土) 14時から

場所 東京・南部労政会館(大井町駅下車)

集合 千葉駅12時34分(9番)発

快速最後部車両乗車

最大限での結集を!

“国鉄闘争に妥協の道なし”

国鉄労働運動の趨勢を決定的に左右する、清算事業団闘争が最大の岐路にたっている。

五月二八日に出された、中労委「解決案」とは、体制側が一切の条件を認めないこと、清算事業団闘争の解体宣言に他ならない。

また、この回答期限一ヶ月、そして国労臨中を前にして、動力車

葉の清算事業団公判、八五・一一

第一波スト公労法解雇公判の判決

日が六月二五日に指定された。

ここに、政府・当局の並々ならぬ国鉄労働運動つぶしにかけける意思を読みとることが出来る。

われわれはこの闘いの勝利が、

解雇撤回・原職奪還以外ないこと

それ以外の妥協の道のないことを鮮明にし、中労委「解決案」を

拒否し、命令を求め、長期闘争も辞さず闘い抜くことこそ、国鉄闘争の勝利へ結びつく立場を明確にしてきた。

ここに六・二七国鉄労働者集会は国鉄労働運動史の分岐点ともいえる、歴史的意義さえ持つ集会として決定的に重要なものとなった。

国労に揺さぶりをかけ、全解雇者に動揺を策す、「六・二五判決」は、まさに予断のならないものとしてあるのだ。

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

「闘いなくして安全なし」

国鉄労働者は、「労働監獄」さながらの職場支配と、「勤務制度」改悪でますますいまでの労働強化・安全の危機に直面している。

JR東日本「鉄道事業五万人」体制は、出向、首切り攻撃を不可避としている。

「闘いなくして安全なし」という言葉は、同時に「闘いなくして原職なし」を、ここに同義語として持ち合わせるものとなった。

その意味からいって、清算事業団闘争の勝利・全解雇者の原職奪還の中にこそ、国鉄労働者の未来があるのだ!

全国鉄労働者は、六・二七集会に結集しよう!

闘いの旗を、さらに押し進めよう!

未来をかけて!

国鉄労働者の

未来をかけて!

国鉄労働者の

未来をかけて!